

南あわじ市耐震改修促進計画 (改訂版)

令和8年(2026年)6月

南あわじ市

目 次

1 計画概要	
(1) 計画策定及び改定の趣旨	2
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画期間	2
2 南あわじ市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況	3
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の現況と目標	9
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	11
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	12
(2) 意識啓発	12
(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	12
(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	14
(5) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策	15
(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	15
5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	16
(2) 自治会等との連携	16
(3) 関係団体との連携	16
(4) 市ハザードマップの周知	16
(5) 災害危険度判定調査による市域の詳細な状況把握と結果の周知	16

1. 計画概要

(1) 計画策定及び改定の趣旨

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県内で 240,956 棟の家屋が倒壊し、6,434 名の尊い命が犠牲となった。このうち、地震直後に発生した死者の約 9 割は、住宅・建築物の倒壊によって命を奪われたものであることが明らかになっており、住宅・建築物の耐震化が重要であると認識されたところである。

この教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が施行され、兵庫県においては「兵庫県耐震改修促進計画」が平成 19 年 3 月に策定し、住宅と建築物の耐震化の目標と、目標を達成するための施策を定めた。

これを受け、本市においても、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進めるため、新たに住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示した「南あわじ市耐震改修促進計画」を平成 21 年 3 月に策定した。

平成 25 年には法改正により、一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断の実施が義務付けられる措置が講じられた。

南海トラフ大地震の発生の切迫性が指摘される中、本市の耐震化率は 83%（R5）と計画に定めた目標を下回っている状況であり、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では家屋倒壊により高齢者を中心に人的被害が生じた。市民の安全を確保するためには、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、この度、兵庫県耐震改修促進計画の改定及び本市の施策の進捗状況を勘案し、本計画を改定する。

(2) 計画の位置付け

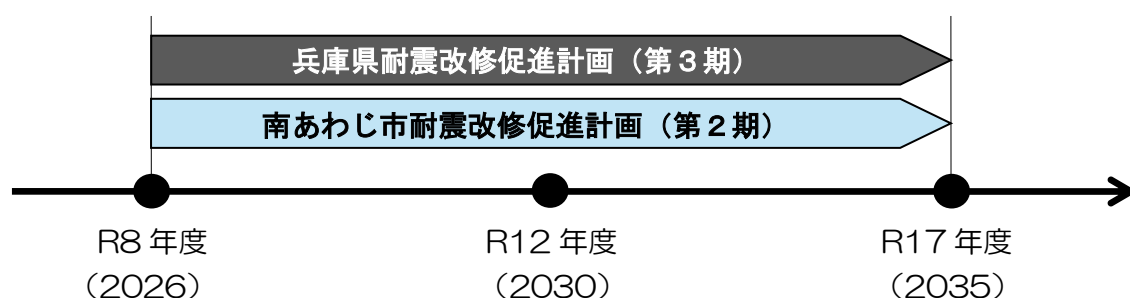
本計画は、法第 6 条第 1 項の規定により、兵庫県耐震改修促進計画に基づき、本市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定する。

また、本計画は、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置づけられるもので、「南あわじ市総合計画」、「南あわじ市住生活基本計画」及び「南あわじ市地域防災計画」との整合を図る。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とする。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、中間の 5 年目に当たる令和 12 年度に進捗状況を検証し、必要に応じて本計画の見直しを行う。



2. 南あわじ市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

南あわじ市地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、市内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として下記の地震を想定している。

第1 地震・津波発生の危険性

1 地震発生の危険性

(1) 南海トラフ沿いを震源とする地震

紀伊水道沖では、マグニチュード8を超える南海地震が、繰り返し発生し、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的発生のサイクルがわかっている地震である。

前回1946年に発生した南海トラフを震源とする地震からは、既に77年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回の発生時期については比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には、広範囲に及ぶことも予想される。

また、南海地震が起きる直前若しくは2年程度前に震源より東の海上で大地震が発生する可能性がある。

(2) 内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは過去の活動状況がよくわかっていない。

日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲－淡路島断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層の危険性について、一般に強く認識されることとなった。

① 六甲－淡路島断層帯

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る

先山断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約 71km の六甲山地南縁―淡路島東岸区間および長さ約 23km の淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約 71km でほぼ北東―南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁―淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約 12km で、北西側が相対的に隆起する逆断層である。1995 年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁―淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約 30km の範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。

淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁―淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震と見なして最新活動としたが、六甲山地南縁―淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

② 山崎断層帯

山崎断層帯は、那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義町に至る断層帯である。長さは約 32km で、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西―東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約 80km で、主として左横ずれが断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東―西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎郡福崎町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。

③ 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、奈良県香芝市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに延びるが、ここでは佐多岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約 360 km で、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価することは困難である。ここでは主に過去の活動時期から6つの区間

に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら6つの区間とはことなる範囲が活動する可能性も否定できない。

④ その他の断層

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、上町断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

2 津波の危険性

本市沿岸域に津波による被害をもたらす地震としては、太平洋沿岸側の紀伊半島・四国沖の南海トラフ近傍を震源とする南海地震が代表的な地震であるが、南米太平洋沿岸沖等の地震により津波を観測しており、過去の被害が比較的小規模なものであるといえども、本市にとって、津波災害にも十分に注意していく必要がある。

津波は、紀伊半島南端から紀伊水道を北上し、紀淡海峡及び鳴門海峡を抜けて大阪湾沿岸や播磨灘へ到達する。両海峡により津波の波高は減少すると考えられるが、船舶の座礁、流出等二次的な被害にも注意する必要がある。

また、淡路島沿岸部については、特に、太平洋に面した南部地域沿岸部は、津波がダイレクトに入ってくるため、津波が高くなる可能性があり、重点的な対策が必要である。

3 活断層と地震災害

断層の活動状況等については、まだ解明されていない点が多く、現段階では、時間、場所及び規模を特定して地震の発生を予知することは不可能である。例えば、特定の地点をトレンチ調査等により調べたとしても、〈1〉文献記録のない時代については活動時期の厳密な特定が難しいこと、〈2〉活動周期が必ずしも一定であるとは断定できないことから、そこから直ちに得られる知見だけでは、かなりの幅を持った予測にとどまらざるを得ない。また、活断層と被害の関係についても、十分に判明しているとは言い難い。

そのため、様々な観点から調査研究を積み上げ、データを集積し、活断層の活動の傾向や実態をより詳しく解明するために、長期的視点に立った取り組みが必要となる。県をはじめ防災関係機関は、そうした共通認識の下、可能な限りの防災対策の充実に努めるとともに、市民一人ひとりも地震に対する備えを怠らないことが何よりも肝要である。

第2 地震の被害想定

南海トラフを震源とする地震について、兵庫県では、国が実施した被害想定を踏まえつつ、地震動による防潮堤等の沈下などを考慮した県独自の津波浸水シミュレーションを実施し、県独自の浸水想定を基礎にするなど地域特性を考慮した被害想定が行われた（兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定、平成26年6月）。

1 被害想定条件

(1) 主な計算条件

① 想定するシーン

発災季節・時刻	特 徴
冬の早朝5時	多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害発生の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
夏の昼間12時	木造建物内の滞留人口が一日の中で最も少ない時間帯。就業中や在校中の人が多く、海水浴客等海浜利用客も存在する。
冬の夕方18時	最も火気の使用が多く、火災の危険が高まる季節・時間帯。

② 地震動

国の検討会が設定した地震動のケースの中で、兵庫県内各市町の最大震度が最も大きくなる「陸側ケース」を採用する。この地震によって予想される震度は、市全域で震度6弱から7となる。

③ 津波

兵庫県独自の津波浸水シミュレーション結果のうち、ケース1（越流時破堤・門扉開放）を採用する。

(2) 被害想定結果

項 目	冬の早朝5時 発災	夏の昼間12時 発災	冬の夕方18時 発災
建物被害			
全壊（棟） （うち揺れ）	11,260 (10,229)	11,255 (10,229)	11,267 (10,229)
半壊（棟）	12,355	12,357	12,352
人的被害			
死者（人） （うち津波）	1,774 (1,194)	1,473 (1,171)	1,664 (1,182)
負傷者（人）	3,496	2,625	2,890
ライフライン被害			
上水道（断水人口）	最大 33,223人 断水率68.0%		
下水道（支障人口）	最大 10,979人 支障率35.6%		
電力（停電軒数）	最大 2,054軒 停電率9.3%		
固定電話（不通回線数）	最大 4,764回線 不通回線率34.1%		
携帯電話（不通ランク）	ランクA (停電率と不通回線率の少なくとも一方が50%を超える場合)		
生活への影響			
避難所生活者 （ピーク時(1日目・2日 目)、人)	9,029	8,800	8,864
孤立可能性のある集落	15集落（漁業集落：土生、仁頃、中西、沼島（東泊、北、中、南）、福良（向谷、原田、十軒家、鳩）、阿那賀（伊毘、本村、丸山）、津井）		
対策必要量			
医療機能（入院需要量）	994	595	778
応急仮設住宅（戸）	4,558	4,558	4,559
災害廃棄物（トン）	約140万		
直接被害額（兵庫県全体）	約5.6兆円	約5.5兆円	約5.6兆円

※ 南あわじ市地域防災計画

資料編 「8-6 南海トラフ巨大地震想定震源断層域」

「8-7 南海トラフ巨大地震における強震動生成域の設定ケース
と震度分布」

「8-8 地表震度」

「8-9 液状化危険度」

「8-10 最大加速度」

「8-11 最大浸水深分布図（津波）」

「8-15 都市圏活断層図 六甲・淡路島断層帯とその周辺」

【参考】

兵庫県地域防災計画では、今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況を公表。

- 過去の地震災害の状況等から、県内で甚大な被害が発生するおそれがある地震の被害想定を公表しており、その結果は下表のとおり。（国の南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を発表を受け、現在、県内における地震・津波被害想定の見直しについて検討中（R9.3 月公表予定）
- 地震による建物被害や人的被害を未然に防ぐためには、耐震改修や建替え等、耐震性が不足する住宅及び多数利用建築物の安全性の確保が必要
- なお、津波の被害が想定される区域では、自力避難、救助活動が困難となるおそれがあるため、なお一層の対策が必要

南海トラフ巨大地震及び主要な内陸活断層地震における揺れによる建物倒壊棟数及び建物倒壊による死者数

地 震	想定規模	揺れによる建物被害棟数（全壊）			建物倒壊による死者数（早朝5時）
		木造	非木造	計	
南海トラフ巨大地震 ※発生しうる最大クラスを想定	M9.0	29,347	2,695	32,042	1,876 人
山崎断層帯地震 (大原・土方・安富・主要南東部)	M8.0	53,239	4,408	57,647	3,645 人
上町断層帯地震	M7.5	79,838	9,421	89,259	5,465 人
中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	M7.7	33,489	4,869	38,358	2,302 人
養父断層帯地震	M7.0	136	15	151	14 人

出典：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定（H26.6）、兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）

南海トラフ巨大地震の地震予測結果 主な市町の最大震度（最大値）

震度	市 町 名
7	洲本市、南あわじ市
6 強	神戸市、尼崎市、伊丹市、姫路市、明石市、高砂市、たつの市、淡路市、加古川市、播磨町
6 弱	西宮市、芦屋市、相生市、赤穂市、宝塚市、三木氏、川西市、小野市、加西市、加東市、稲美町、太子町

出典：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定（H26.6）

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の現況と目標

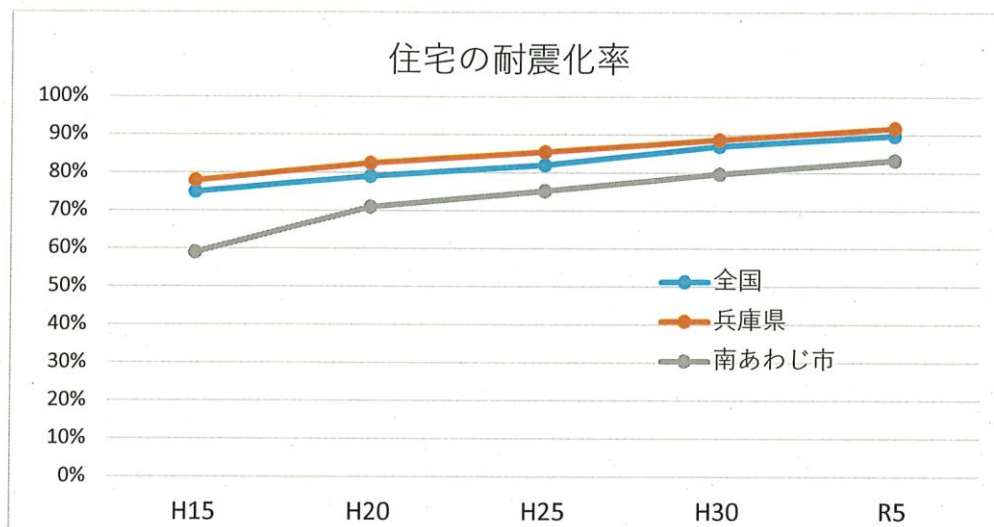
① 住宅耐震化の現況（R5年時点）

住宅の耐震化の現状は、住宅・土地統計調査結果(R5)より推計した。

■住宅の耐震化率

住宅・土地統計調査

	H15	H20	H25	H30	R5
全国	75%	79%	82%	87%	90%
兵庫県	77.9%	82.4%	85.4%	88.7%	91.7%
南あわじ市	59.0%	70.9%	75.2%	79.7%	83.3%



② 住宅耐震化の目標設定方針

住宅耐震化の目標は、兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。

③ 住宅耐震化の目標

目標：令和5年度の耐震化率 83%を、令和17年度におおむね解消（97%～100%）

住宅耐震化目標等とりまとめ

現況（R5年度）

区分	戸数
住宅総数	16,920
耐震性有	14,087
(耐震化率)	83%
耐震性無	2,833

目標（R17年度）

区分	戸数
住宅総数	16,934
耐震性有	16,426 ～ 16,934
(耐震化率)	97% ～ 100%
耐震性無	508 ～ 0

耐震化必要戸数減	2,325 ～ 2,833
自然減（建替 や滅失）	1,542 ～ 1,323
耐震改修等による減	783 ～ 1,510

※ 住宅総数の伸びは、兵庫県推計に合わせた。

【参考】

※兵庫県耐震改修促進計画（第3期）より

耐震性が不十分な住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標を、令和17年までにおおむね解消とする。

意識啓発活動の目標を、耐震性が不十分な全ての住宅及び多数利用建築物に対する「プッシュ型意識啓発」を実施とする。

昭和56年5月以前に着工した建築物のうち耐震性に劣る建築物
(棟数又は戸数)

耐震化率＝ $\frac{\text{耐震化率に達している建築物（棟数又は戸数）}}{\text{全ての建築物（棟数又は戸数）}}$

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況（R5 年時点）

県が令和5年度に実施した調査結果をもとに、本市が独自に集計した。

② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針

国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。

特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指す。

⑤ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

目標：令和5年度の耐震化率 97%を、令和17 年度におおむね解消とすることを旨とする。

多数の者が利用する建築物耐震化取りまとめ

現況（令和5年度）

区分		件数	（耐震化率）
全 体	建築物全体	120	(97%)
	新耐震	106	
	旧耐震	14	
	耐震性有	11	
	耐震性無	3	
公 共	建築物全体	40	
	新耐震	29	
	旧耐震	11	
	耐震性有	11	
	耐震性無	0	
民 間	建築物全体	80	
	新耐震	77	
	旧耐震	3	
	耐震性有	0	
	耐震性無	3	

目標（令和17年度）

耐震化率
おおむね解消

多数の者が利用する建築物

法第6条第1項第1号に定める用途で、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上、建築物（建築物用途の例）

- ・学校、体育館、病院
- ・劇場、観覧場、展示場、百貨店、映画館、ホテル
- ・事務所
- ・賃貸住宅（共同住宅に限る）、老人ホーム
- ・店舗、飲食店
- ・工場、車両の停車場、自動車車庫
- ・郵便局、保健所、税務署

国の基本方針による

住宅・建築物の耐震性

1 新耐震基準建築物

昭和56年6月1日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされている。

2 旧耐震基準建築物

昭和56年5月以前に着工した建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少ないと診断されるものは新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられる。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、本市としては、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

(2) 意識啓発

① 旧耐震基準住宅居住者等へのプッシュ型意識啓発

旧耐震基準住宅の多い地域を重点地区として、相談会を開催し居住者等に対して意識啓発を推進する。

② 市民全体への幅広い周知

広報紙、パンフレット、ホームページや SNS の活用、自治会回覧、イベント実施等の機会を捉えた普及啓発を行い、耐震化の必要性や市の補助制度等について、広く情報提供する。

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断推進事業

旧耐震基準住宅の所有者の求めに応じて、耐震診断技術者を派遣して行う耐震診断を推進する。

② ひょうご住まいの耐震改修促進事業の推進

県は、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費等への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進している。このことについて、市民に周知する。

③ 南あわじ市住宅耐震化促進事業

住宅の耐震化を促進するため、県のひょうご住まいの耐震化促進事業の補助に準じて補助金を支給する。

ア) 住宅耐震改修計画策定費補助

旧耐震基準住宅の耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助

【補助率等】

（戸建て住宅）	2/3	限度額 20 万円
（共同住宅）	2/3	限度額 12 万円/戸

イ) 住宅耐震改修工事費補助

旧耐震基準住宅の耐震改修工事に要する一部を補助

【補助率等】

(戸建て住宅) 工事費 50 万円以上 300 万円未満

4/5 限度額 115 万円

工事費 300 万円以上 4/5 限度額 130 万円

(共同住宅) 4/5 限度額 45 万円/戸

ウ) 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助

旧耐震基準住宅の耐震改修計画及び工事費に要する一部を補助（戸建て住宅）《協力事業者グループが実施》

【補助率等】

耐震改修計画 2/3 限度額 20 万円

工事費 50 万円以上 300 万円未満 4/5 限度額 115 万円

300 万円以上 4/5 限度額 130 万円

エ) 簡易耐震改修工事費補助

評点 0.7 未満の旧耐震基準住宅の耐震診断、改修計画、改修工事に要する費用（総額が 50 万以上のもの）の一部を補助（評点が 0.7 以上 1.0 未満となる工事）（戸建て住宅）

【補助率等】 4/5 限度額 60 万円

オ) 屋根軽量化工事費補助

旧耐震基準住宅（評点 0.4 以上 1.0 未満）について、屋根を軽量化する工事に要する費用の一部を補助（評点 0.7 相当になる屋根軽量化工事の対象）戸建て住宅で工事費が 50 万円以上

【補助率等】 定額 60 万円

カ) シェルター型工事費補助

旧耐震基準住宅について、家屋が倒壊しても一定の空間を確保できる耐震シェルターの設置に要する費用の一部を補助（戸建て住宅で工事費が 50 万円以上）

【補助率等】 定額 60 万円（高齢者世帯：定額 115 万円）

キ) 建替工事費補助

旧耐震基準住宅の建替工事に要する費用の一部を補助（戸建て住宅で工事費が 100 万円以上）

【補助率等】 4/5 限度額 115 万円

④ 防災ベッド等設置助成事業

住宅の耐震性の確保ではなく、命を守る対策として防災ベッド等の設置に要する費用の一部を補助（戸建て住宅で設置費が10万円以上）

【補助率等】 定額 10万円

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

① 耐震診断員の養成・活用

県では、住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員を養成しており、その活用を推進する。

【参考】簡易耐震診断講習会概要

主 催：兵庫県

対象者：兵庫県在住で、県内の建築士事務所に所属するもの
建築士資格取得後5年以上の実務経験を有するもの

認定数：355名

② 相談体制の拡充

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、まちづくり建設部において相談窓口を確保する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、市及び県の補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

③ 安心して事業者を選択できる環境を整備

県では県民が耐震改修の実施にあたり、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する住宅改修業者登録制度の推進や安心して適切な選択と判断ができるよう「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助金を受けて行われた耐震改修工事の実績の公表、また民間事業者が持つ高い技術力と経験・知識を活かした、住宅耐震化促進を図るため、協力事業者グループ（設計者＋施工者）を登録し公表している。このことについて市民に周知する。

④ 耐震診断・改修支援の拡充

現行の昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）の住宅を対象とする簡易耐震診断・耐震改修工事の支援に加えて、平成12年5月31日以前（新耐震基準）に建築された木造住宅の支援について拡充を図る。

⑤ 他分野施策との連携

空き屋対策や他の住宅施策と連携した支援策の検討、福祉分野と連携した高齢居住者等の意識啓発の推進、省エネ・バリアフリー改修と併せて行う効率的

な耐震化メニューの検討を実施する。

(5) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 建築物の減災対策

家具の転倒や地震による通電火災を防ぐための感震ブレーカー設置、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策の周知・啓発を図る。

② ブロック塀や宅地等の安全対策

大規模地震や津波の発生時における避難や救助活動が円滑に実施できるようブロック塀や擁壁等の安全点検の実施と必要に応じた改修等の啓発、災害危険区域など地震に伴う崩壊の危険性が高いがけ地周辺の住宅等の土砂災害を防止するため、危険住宅の移転や防護壁等の整備による安全対策を促進する。

③ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を活用するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

④ 地震保険等の加入促進

住宅耐震化の事前の備えに加えて、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）や民間の地震保険等の事後の備えについても引き続き周知する。

(6) 優先的に耐震化を推進すべき建築物

兵庫県耐震改修促進計画において、「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物について、必要に応じ、優先的に当該建築物の所有者に対し指導・助言をおこなうなどして耐震化を図る。

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民をあげて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備（再掲）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、まちづくり建設部において相談窓口を確保する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、市及び県の補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自治会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、自治会等の自主防災組織や NPO などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については関係団体と連携して対応する。

(4) 市ハザードマップの周知

本市が策定したハザードマップについて、市民に周知を図り、地震に対する建築物の安全性の確保を促進する。

(5) 災害危険度判定調査による市域の詳細な状況調査

市域の災害危険度判定調査による詳細な情報の把握と、調査結果を市民に周知することにより、市民の地震に対する意識の向上を図る。

また、地震ハザードマップづくりには、地域の災害危険度を反映し作成するものとする。

南あわじ市耐震改修促進計画 (改訂版)

発行：令和8年（2026年）6月

編集：南あわじ市まちづくり建設部都市政策課
〒656-0492

兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

TEL：0799-43-5227

FAX：0799-43-5327